

## 事業計畫書 目次

[資源循環局]

10款3項1目

(単位：千円)

# 令和8年度 事業計画書

事業局課	資源循環局	業務課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	1
歳出予算科目	一般会計	10 款 3 項	1 目	政策群番号	13	施策群番号 30
事業名称	し尿処理総務管理費					

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和8年度	92,691	0	0	78,698	0	13,993
令和7年度	92,400	0	0	78,699	0	13,701
増▲減	291	0	0	▲1	0	292

歳出	令和5年度	令和6年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
予算	事業費 90,672	91,689	92,427	92,427	92,427
	市債+一般財源 16,759	12,993			
決算	事業費 85,334	87,335	13,731	13,731	13,731
	市債+一般財源 12,345	11,376			

事業概要 (アクティビティ)	下水道が接続されていない家庭等の常設トイレや、工事現場・イベント会場等の仮設トイレについて、し尿汲み取り収集を行います。また、市内のし尿汲み取り収集を担当する資源循環局北部事務所の運営に必要な経費を執行します。							
事業指標① (アウトプット)	年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
保守点検回数に関する計画対処比率実績	単位	目標 100	100	100	100	100	100	100
	%	実績 100	100					
事業指標② (アウトカム)	年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
し尿処理事業の安定	単位	目標 実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	-	実績 実施	実施					
事業目的	<p>市内には、下水道未整備の区域に所在する等の理由により、下水道接続や浄化槽設置によるし尿処理が行えない常設トイレが合計200箇所以上あります。</p> <p>また、工事現場やイベント会場等に設置する仮設トイレにも、下水道一時接続によるし尿処理が難しいものが年間20,000基以上あります。</p> <p>これらのトイレについては、発生するし尿を横浜市が汲み取り収集により処理する必要があります。</p> <p>すべての市民・事業者がし尿処理で困ることがないよう、当事業ではこれらの汲み取り収集が必要なトイレを把握し、適切にし尿の処理（収集、運搬、処分）を行うことを目的とします。</p>							
背景・課題	<p>昭和48年以来、し尿汲み取りは委託にて実施されていましたが、下水道整備の進展により、し尿処理量の減少が見込まれたことから、平成7年3月31日をもってし尿処理の一斉業務転換を実施し、平成7年4月より、し尿収集業務は本市業務に移行することになりました。</p> <p>し尿汲み取り業務は、下水道の全市域完備まで継続する必要があるため、引き続き事業を継続する必要があります。</p>							
根拠法令・方針決裁等	<ul style="list-style-type: none"> <li>廃棄物の處理及清掃に関する法律</li> <li>横浜市廃棄物等の減量化・資源化及び適正処理等に関する条例・規則</li> <li>地方自治法第227条</li> </ul>							
根拠・データ等	し尿・浄化槽等汚泥収集状況（資源循環局事業概要）							
事業スケジュール	<p>大正13年度 事業開始</p> <p>平成5年度 し尿汲み取り収集の無料化</p> <p>平成7年度 し尿汲み取り収集の直営化</p> <p>平成17年度 仮設トイレのし尿汲み取り収集有料化</p>							
事業開始年度	大正13年度							

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称	8年度	7年度	差引(増減)	増減説明
	1 し尿収集受付繁忙等対策事業	5,709	5,418	291	保険料率の増
	2 し尿収集事業	86,982	86,982	0	
	細事業合計	92,691	92,400	291	

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、 公正・適正に作成しました。	課長 石川 巍道	係長 齋藤 信久	
--	----------	----------	--

# 令和8年度 事業計画書

事業局課	資源循環局	街の美化推進課				新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	2
歳出予算科目	一般会計	10	款	3	項	1	目	政策群番号	08
事業名称	公衆トイレ維持管理費						施策群番号		16

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和8年度	94,404	0	0	1,400	0	93,004
令和7年度	93,701	0	0	1,400	0	92,301
増▲減	703	0	0	0	0	703

歳出	令和5年度	令和6年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
予算	事業費	84,799	85,480	94,404	94,404
	市債+一般財源	84,599	85,280	93,004	93,004
決算	事業費	82,584	88,309		
	市債+一般財源	82,386	88,189		

事業概要 (アクティビティ)	市内の公衆トイレの維持管理を行います。 また、災害用移動トイレを地域等に貸し付けます。							
事業指標① (アウトプット)	年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
週4回以上清掃を実施する公衆トイレ箇所数	単位	目標	76	74	73	69	65	61
	箇所	実績	76	74				
事業指標② (アウトカム)	年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
公衆衛生環境の保全	単位	目標	公衆衛生環境の保全	公衆衛生環境の保全	公衆衛生環境の保全	公衆衛生環境の保全	公衆衛生環境の保全	公衆衛生環境の保全
	—	実績	達成	達成				
事業目的	市民の皆様が衛生的かつ安全に公衆トイレを利用できるよう、日常清掃や修繕といった維持管理を行います。 また、災害用移動トイレを地域等に貸し付けることにより、災害時以外の有効活用を図ります。							
背景・課題	施設の大半が築30年以上と老朽化が進んでいますが、さらに長く衛生的に使い続けられるよう適切に維持管理を行っていく必要があります。							
根拠法令・方針決裁等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律							
根拠・データ等	①公衆トイレ一覧 ②公衆トイレ修繕件数 R3：12件 R4：13件 R5：5件 R6：6件 R7：10件（見込） ③災害用移動トイレ貸付台数 R3：3台 R4：13台 R5：24台 R6：24台 R7：40台（見込）							
事業スケジュール	・昭和4年から公衆トイレ維持管理を開始 ・平成4年から災害用移動トイレの貸付けを開始							
事業開始年度	昭和4年度							

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称	8年度	7年度	差引(増減)	増減説明
	1 公衆トイレ維持管理	94,404	93,701	703	委託料の増
	細事業合計	94,404	93,701	703	

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、 公正・適正に作成しました。	課長	津島 邦宏	係長	折本 和之	
--	----	-------	----	-------	--

# 令和8年度 事業計画書

事業局課	資源循環局	事業系廃棄物対策課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	3
歳出予算科目	一般会計	10 款 3 項	1 目	政策群番号	13	施策群番号 30
事業名称	浄化槽指導事業					

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和8年度	954	0	0	0	0	954
令和7年度	985	0	0	0	0	985
増▲減	▲31	0	0	0	0	▲31

歳出	令和5年度	令和6年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
予算 事業費	989	968	954	954	954
予算 市債+一般財源	829	968	954	954	954
決算 事業費	644	633			
決算 市債+一般財源	484	633			

事業概要 (アクティビティ)	浄化槽届出審査や維持管理指導等を行うことにより、浄化槽によるし尿等の適正な処理を図ることで、公共用水域の水質汚濁を防止します。							
事業指標① (アウトプット)	年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
法定検査受検指導率	単位	目標	100	100	100	100	100	100
	%	実績	100	100	100	100	100	100
事業指標② (アウトカム)	年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
法定検査受検率(11条)	単位	目標	41.2	47.3	48.7	50.1	51.5	52.9
	%	実績	45.9	48.8	50.1	51.5	52.9	54.3
事業目的	浄化槽の新設・変更等における関係法令等に基づく届出等の審査・指導を行うことで、適正・適法な浄化槽の設置状況を把握します。浄化槽維持管理の3大義務（保守点検・清掃・法定検査）を適切に実施していない浄化槽管理者に対して指導します。また法定検査結果が不適等、生活環境への影響が大きいと考えられる浄化槽への立入調査を行います。これらにより、浄化槽に起因する公共用水域の水質汚濁を防止します。浄化槽清掃業許可業者へ適正な清掃及び浄化槽汚泥等の収集運搬の実施について指導することで、浄化槽汚泥等を適正に処理します。							
背景・課題	浄化槽管理者の義務である法定検査受検（法11条）の本市実施率は増加傾向ですが、全国平均（令和5年度49.8%）と比して低い状況です。そのため、浄化槽の維持管理の実施状況等に関する正確な情報を収集し、浄化槽台帳の情報を用いて浄化槽管理者に対する適正な維持管理（保守点検・清掃・法定検査）の実施に向けた適切な指導を行っていく必要があります。							
根拠法令・方針決裁等	浄化槽法、水質汚濁防止法、建築基準法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、環境省関係浄化槽法施行規則、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則、横浜市廃棄物等の減量化・資源化及び適正処理等に関する条例、地方自治法 第227条（歳入）							
根拠・データ等	<ul style="list-style-type: none"> <li>浄化槽設置基数 &lt;実績推移&gt;令和2年度5,722基、令和3年度5,386基、令和4年度5,093基、令和5年度4,689基、令和6年度4,455基</li> <li>浄化槽清掃基数 &lt;実績推移&gt;令和3年度2,160基、令和4年度2,298基、令和5年度2,248基、令和6年度2,252基</li> <li>法定検査受検率（11条検査） &lt;実績推移&gt;令和2年度31.9%、令和3年度34.3%、令和4年度39.8%、令和5年度45.9%、令和6年度48.8%</li> <li>清掃汚泥量（ビルビット汚泥、ディスポーザー汚泥含む） &lt;実績推移&gt;令和2年度27,032kL、令和3年度26,049kL、令和4年度26,531kL、令和5年度26,808kL、令和6年度28,165kL</li> </ul>							
事業スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> <li>浄化槽の設置審査・維持管理指導等の実施（通年）</li> <li>法定検査（11条検査）未受検者に対する受検推奨通知及び浄化槽使用廃止届出書の送付（通年）</li> </ul>							
事業開始年度	昭和34年1月							

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称		8年度	7年度	差引（増減）	増減説明
	1	浄化槽指導事業	954	985	▲31	立入方針変更による委託料の減
	細事業合計		954	985	▲31	

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、 公正・適正に作成しました。	課長 田島 穎之	係長 工藤 優子	
--	----------	----------	--